

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとしたステークホルダーに信頼されるグローバル企業として企業価値を高めていくことを経営の基本方針とし、コーポレートガバナンス体制の強化・充実に推進することにより、企業価値の向上を目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-1-3】

現時点では最高経営責任者等の後継者計画を定めておりませんが、指名・報酬委員会において、後継者計画の枠組みおよび育成方針の検討を開始しています。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、各分野における専門知識や経験を有する多様な取締役で構成されております。監査役会は、経営経験や法務などの知見を有する社外監査役が会計士等の外部専門家と連携することにより適宜適切な監査活動を行っております。また、取締役会は実効性に関する分析・評価を行い、機能の向上を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、取締役会において政策保有株式の保有の意義や経済合理性について検証を行い、保有適否の検証を行っております。また、議決権行使に際しましては、当社の保有方針に適合するか、また当該企業の中長期的な企業価値向上に資するものであるかを総合的に判断し、適切に行使用いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者との取引を行う場合には、取締役会での審議・決議を要することとしており、利害関係を有する取締役は当該議案に対し議決権を行使できないこととしております。関連当事者間の取引につきましては、他の資本関係のない会社と取引する場合と同様の条件による取引を基本とし、取引内容の妥当性について少数株主利益を害することのないよう対応しております。

【補充原則2-4-1】

当社は、多様性を確保するため、中途採用者等を積極的に中核人材として登用しております。既に中途採用者の管理職比率は高いため目標は設定しておりません。外国人人材の登用に関しては、海外子会社等の経営の現地化を推進しており、海外子会社等の管理職層の多くを外国人人材が占めております。既に海外子会社等における外国人の管理職比率は高いため目標は設定しておりません。また、積極的に女性の活躍促進に取り組んでおり、2027年に女性管理職比率を10%にすることを目標に掲げております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付企業年金の資産運用にあたり、規程に基づく運用及びモニタリングを行う等の取り組みを実施しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 当社の経営理念や経営戦略、経営計画

中期経営計画及び決算説明会資料等にて開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

本報告書の「基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬等の額は、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、各取締役の職責や執行の状況及び会社の業績や経済情勢を考慮し、指名・報酬委員会の審議を経たうえで取締役会の委任を受けた代表取締役社長執行役員が決定しております。

(4) 取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社の取締役および監査役候補の指名に関しては、適材適所の観点から総合的に検討する方針のもと、指名・報酬委員会の審議を経たうえで代表取締役社長執行役員が推薦した候補者を取締役会が決定しております。また、監査役候補の指名に当たっては、監査役会の同意を得ております。

(5) 取締役・監査役候補の指名を行う際の選任・指名についての説明

取締役、監査役候補者を株主総会に付議する際には、略歴を記載し、能力・経験等の判断材料を提供するとともに、社外役員については、選任理由を参考書類に記載する方法で開示しております。

【補充原則3-1-3】

当社は「革新的なテクノロジー」による「美しい進歩」の創造をミッションに掲げ、歯科・外科・機工の3つの事業領域を通じて社会課題の解決を

目指しております。

当社のサステナビリティについての考え方や方針、取り組みについては当社ウェブサイトをご参照下さい。
(<https://www.nakanishi-inc.jp/sustainability/report/>)

【補充原則4-1-1】

法令、定款、取締役会規程に基づき、取締役会において決議を要する事項を定めた上で、具体的な業務執行を業務執行取締役委に委ねております。また、当社は執行役員制度を採用し、代表取締役社長の指揮のもと、迅速な意思決定ができるよう職務権限規程に定めた決裁権限にもとづき業務を遂行しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の選定に当たりましては、東京証券取引所が定める独立性基準にもとづき、各項目への該非判定を行った上で、総合的な判断を加え選定しております。

【補充原則4-10-1】

当社および重要子会社の取締役、執行役員の指名・報酬に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ることを目的として、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を任意の諮問機関として設置しております。指名・報酬委員会は、取締役、執行役員の選解任、取締役、執行役員の報酬等について審議し、答申しております。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、優れた人格・識見を有し、専門知識や経験が異なる多様な取締役で構成するとともに、迅速な意思決定を行うため、適正な取締役の員数を10名以内と定款に定めております。当社は3名の社外取締役を含め取締役6名を選任しており、的確かつ迅速な意思決定のための適切な規模であると考えております。なお、取締役のスキル・マトリックスにつきましては、定時株主総会の招集通知に記載しております。

【補充原則4-11-2】

取締役・監査役兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等で開示しております。

【補充原則4-11-3】

取締役会の実効性について、取締役と監査役へのアンケート調査による自己評価を行っております。取締役会の実効性について分析・評価を行った結果、当社の取締役会は適切に運営されており、全体として実効性が確保されていることを確認しております。今後も継続的に評価を行うことで取締役会の更なる機能向上に努めてまいります。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役・監査役がその役割・責務を果たすために必要な情報提供を適宜行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では株主等との建設的な対話を重視し、経営陣幹部を中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めております。なお、株主、投資家の皆様との対話の際には、法令及び社内規程の定めるところに従い、インサイダー情報を適切に管理しております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】【英文開示あり】

当社は、「中期経営計画 NV2030」において、収益目標指標である売上高、EBITDA、EBITDAマージンに加え、資本収益性指標であるROEの目標をKPIとして定めており、資本効率を重視した経営を推進しております。詳細につきましては「中期経営計画 NV2030」をご参照ください。

中期経営計画 NV2030

(https://www.nakanishi-inc.jp/app/wp-content/uploads/2025/08/NV2030S_1.pdf)

2. 資本構成

外国人株式保有比率 30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ナカニシE & N株式会社	4,530,000	5.45
中西千代	4,362,000	5.25
公益財団法人NSKナカニシ財団	3,721,600	4.48
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,250,000	3.91
株式会社オフィスナカニシ	3,120,000	3.76
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	2,953,371	3.56
中西英一	2,802,500	3.37
中西賢介	2,774,200	3.34
株式会社足利銀行	2,265,000	2.73
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140042	2,257,840	2.72

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	12月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野長瀬 裕二	学者											
荒木 由季子	他の会社の出身者											
汐見 千佳	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野長瀬 裕二			経営システム工学に関する専門知識を活かし、経営全般についてご提言いただくことにより、経営の健全性の維持及びコーポレート・ガバナンス強化に資することが期待できるため、社外取締役を選任しております。また、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は一切有しておらず、独立性を確保しております。
荒木 由季子			長年にわたり行政に携わった豊富な経験と、CSR、環境戦略及びヘルスケアに関する幅広い知見を有しており、当社のサステナビリティの推進及びコーポレート・ガバナンス強化に資することが期待できるため、社外取締役を選任しております。また、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は一切有しておらず、独立性を確保しております。
汐見 千佳			グローバルに事業を展開するメーカーの経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営全般に対して多様な視点を活かした提言をいただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に資することが期待できるため、社外取締役を選任しております。また、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は一切有しておらず、独立性を確保しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

当社および重要子会社の取締役、執行役員の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ることを目的として、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び監査役会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目について説明を受け、定期的に意見交換を行うことによって相互の連携が図られております。
 また、監査役監査基準において、会計監査人から取締役の職務執行に関して不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告を監査役会において受けた場合には、審議の上、監査役は、必要な調査を行い、取締役に対して助言または勧告を行うなど、必要な措置を講じる旨を規定しております。
 監査役は、内部監査室より内部監査及び内部統制監査の経過や結果について適宜報告を受け、相互に連携し、効率的かつ実効性のある監査が行なわれております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
馬来 義弘	他の会社の出身者													
矢崎 弘道	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
馬来 義弘			公益法人において要職を歴任した豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営全般についてご提言いただくことにより、経営の健全性の維持及びコーポレート・ガバナンス強化に資することが期待できることから、社外監査役として選任しております。また、同氏は当社株式1,000株を保有しておりますが、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は一切有しておらず、独立性を確保しております。
矢崎 弘道			監査法人パートナーとしての経験に基づく財務・会計の高度な専門的知見に加え、医療機器業界への深い理解を有しており、実効性の高い監査が期待できます。なお、同氏は当社会計監査人の出身ですが、在籍中に当社の監査には一切関与しておらず、現在は独立して事務所を運営し当社と特別な利害関係もございません。客観的な立場から経営監視を適切に行えるものと判断し、社外監査役といたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------------------

該当項目に関する補足説明

- ・ストックオプション制度
当社は、2010年3月30日開催の第58期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対して退職慰労金制度廃止に伴う株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議しております。退任時報酬として各役員が在位する役職に応じて一定数の新株予約権を付与しております。
- ・譲渡制限付株式報酬
当社は、2023年3月30日開催の第71期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しております。取締役の金銭報酬枠の範囲内で取締役会の決議により支給いたします。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と当社の業績及び株主利益との連動性を一層高めることを目的として付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者は、有価証券報告書において個別開示を行っております。有価証券報告書は当社のホームページにも掲載し、公衆の縦覧に供しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益を鑑みた報酬体系とする。個々の取締役の報酬決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、固定報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬により構成する。また、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であることから、固定報酬のみとする。

1. 固定報酬に関する方針

固定報酬は、各取締役の職責や執行の状況及び会社の業績等を総合的に勘案して決定する。

2. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は、各取締役の職責に応じた目標の執行状況(業績指標)に基づき決定する。業績指標は売上高、EBITDA、ROEとする。

3. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は、株式報酬型ストックオプション及び譲渡制限付株式報酬で構成し、付与数は役位、職責等に基づき決定する。

4. 報酬等の割合に関する方針

報酬等の割合については、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針とする。

5. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

各方針に基づき、固定報酬は毎月支給し、業績連動報酬は年1回支給する。株式報酬型ストックオプション及び譲渡制限付株式報酬は年1回付与する。

6. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬委員会が審議を行い、その答申を得たうえで取締役会から委任を受けた代表取締役社長執行役員が決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対するサポートについては管理部門が対応しており、基本的には開催される取締役会の事前通知等を行うなど、取締役会における意見交換及び審議・承認が円滑に遂行できる体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

取締役6名(うち社外取締役3名)で構成する取締役会を経営意思決定機関と位置づけ、当社グループの重要事項について審議、意思決定を行っております。

2. 監査役会

監査役3名(うち社外監査役2名)で構成する監査役会を設置し、取締役の職務の執行を含む経営活動の監査を行っております。

3. 内部監査体制

内部監査室は、社内の各種帳簿の閲覧及び内部監査を実施し、業務活動の適正、効率性を監視するとともに、システムの有効性についても監査しております。また、監査役及び会計監査人と定期的にミーティングを実施し、情報、意見交換を行うことで監査業務の適正性・実効性を図っております。内部監査結果及び内部監査室の活動報告については、適宜、社長及び監査役へ報告するほか、取締役会及び監査役会に対して定期的に報告を行っております。

4. 会計監査の状況

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員には、特別の利害関係はありません。第74期(2025年12月期)に当業務を執行した公認会計士の氏名

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 須山 誠一郎

指定有限責任社員 業務執行社員 飯田 圭一

監査業務に係る補助者の構成 公認会計士3名、その他14名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の社外取締役3名及び社外監査役2名は、当社と人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係はなく、独立した立場から経営に対する監督及び監査が行われております。取締役会における適切かつ効率的な意思決定を実現するため、社外取締役はそれぞれの見識に基づいた助言を行っております。また、社外監査役は専門的見地から業務執行の適法性等を監査し、経営に対する監視機能を果たしております。以上のことから、取締役会と、監査役・監査役会からなる監査役制度のもとで内部統制機能の強化を図ることが適当と判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、法定期日より早期に発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに、CFOが決算概況説明を目的としたアナリスト・機関投資家向けのカンファレンスコールを実施しております。また、中間期および通期決算においては、代表取締役社長執行役員も参加のうえ、決算概況に加えて事業動向や中長期的な経営方針について説明をおこなっております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上にIR情報のサイトを設け、有価証券報告書、決算説明会資料、ビジネスレポート等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報開示責任者は、CFOが担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

- (1)当社及び子会社(以下「当社グループ」という。)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、適正・適切に行われる体制を構築し維持するため、コンプライアンス重視の企業経営を行います。また、当社グループの取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関する啓蒙活動等を行うことにより、コンプライアンスに対する意識が醸成される社内風土作りに努めます。
- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る文書その他の情報に関する取扱いは、「文書管理規程」に則り適切に保存し、管理いたします。
- (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループのリスクを評価し、リスク管理の徹底を図るため、「リスク管理規程」に基づき、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理いたします。
- (4)当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループの取締役会は、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行います。また、「業務分掌規程」「職務権限規程」等に則った権限委譲を積極的に行い、それぞれの事案の責任者が意思決定のルールに基づいて業務を執行いたします。
- (5)当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループ各社は、グループ全体の企業価値向上のため「関係会社管理規程」等に則り、連携を密にし、当社が子会社に対して適切な管理・指導を行い、グループ全体の業務の適正化を図ります。
- (6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役の意向を尊重し、必要に応じた人員を配置いたします。
- (7)前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に配置した人員の異動、評価等については、監査役の意見を尊重することといたします。
- (8)監査役への報告に対する体制
当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、遅滞なく当社の監査役又は監査役会に対して報告を行うことといたします。
- (9)監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底いたします。
- (10)監査役職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じることといたします。
- (11)その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、重要な意思決定の過程等を把握するため取締役会に出席するとともに、稟議書その他の業務執行に関する文書を閲覧し、また、各取締役とも情報交換を行い、報告連絡が十分機能する体制を整えます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方
市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には毅然とした態度で対応し、一切関係を持ちません。
2. 体制の整備
 - (1)総務部長を責任者とし、管理部門が中心となって対応いたします。
 - (2)所轄警察署、弁護士等と連携・協力し、情報の収集に努め、反社会的勢力の関与の防止を図ります。
 - (3)コンプライアンス行動指針に反社会的勢力への対応を掲載し、周知を図ります。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

特別な防衛策は導入していません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は下記のとおりです。

1. 適時開示に係る当社の基本姿勢

当社は上場企業としての社会的責任を十分に認識し、経営の適法性、公正性の確保や透明性の向上を図るため、情報管理体制の構築に努めております。

また取締役会で決定した事項及び経営会議や各部署で把握した事項を、法令や東京証券取引所が定める適時開示規則などに従い、迅速かつ適切な情報開示に努めております。

2. 適時開示に係る当社の社内体制の状況

・決定事実

重要な決定事実については、取締役会で決定を行っております。決定された重要事実について、東京証券取引所の適時開示規則に従い、開示が必要かどうか情報管理責任者を中心に検討し、開示が必要となる場合には、迅速に行うよう努めております。

・発生事実

重要事実が発生した場合には、証券取引所の適時開示規則に従い、開示が必要かどうか情報管理責任者を中心に検討し、開示が必要となる場合には、迅速に行うよう努めております。

・決算に関する情報

決算に関する情報については、経理部において決算財務数値を作成し、並行して会計監査人による監査を受け、決算に関する取締役会において承認し、当日決算情報を開示しております。